

白樺高原キャンプ場 指定管理者募集要項

令和 7 年 12 月

長野県下伊那郡売木村

白樺高原キャンプ場 指定管理者募集要項

このたび、「白樺高原キャンプ場（以下「本施設」という。）」の管理運営に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、多様化する利用者のニーズにより効率的、効果的に対応するため、民間の能力やノウハウ等を活用し利用者のサービス向上を図ることを目的として、本施設の指定管理者を募集します。

I 施設の概要

（１）名称及び所在地

名 称 白樺高原キャンプ場

所在地 長野県下伊那郡売木村 2655 番地 122、2653 番地 33

（２）施設概要

敷地面積 12,910 m²

建物概要 白樺高原のキャンプ場及び付帯設備

①管理事務所 1 棟

②炊事場 1 か所

③バイオトイレ（男女兼用 1 基）、汲み取り式トイレ

駐車場 2 カ所

（３）借地の有無

無し

（４）営業期間

4 月から 11 月末まで、なお指定管理者が必要とする場合期間を変更できるものとする。

（５）施設利用状況

参考：過去 3 年間の使用料収入

II 管理にあたっての条件

1 村の観光振興に対する協力

本施設で行う村主催のイベント等に協力していただきます。

2 指定管理業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

詳細は、別冊「指定管理者の業務基準書」を参照して下さい。

（１）施設の運営に関すること。

（２）施設及び設備の維持管理に関すること。

（３）前号に掲げるもののほか、本施設の運営に関する業務のうち、村長が必要と認める業務。

3 指定管理業務に要する経費

（１）利用に係る料金

ア 施設の運営については、利用者の使用料を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

イ 利用料金は、売木村長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

ウ 原則として、剰余金の村への納入義務はありません。

(2) 施設使用に係る経費

指定管理者は、売木村の条例で定める額である年間施設使用料 8 万円を、売木村長が指定する期限内に納入しなければなりません。

なお、施設使用料のほか、光熱水費、雑排槽管理費、バイオトイレ管理維持費を実費にて負担していただきます。

その他設備の修繕費、キャンプ場内の修理費については 30 万円未満の場合は実費負担とし、30 万円以上の場合は両者協議の上決定するものとします。

(3) 管理に要する経費

指定管理者は、利用料金収入及びその他の収入（売店収入等）により管理運営することになります。売木村からの委託料はありません。

(4) 利用料金に設定にあたっての留意事項

ア 利用料金の設定にあたっては、公営の施設として、利用しやすい料金設定としてください。

イ 利用料金は、売木村と協議の上、協定書に記載します。

ウ 指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

なお、令和 11 年度以降については、改めて指定管理者の指定手続きを行います。

5. 管理の基準

(1) 営業時間等

・管理事務所は、原則として通年の午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 休業日 協議のうえ、村長の承認を得て決定するものとします。

(3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。

※管理に係る詳細については、別冊「指定管理者の業務基準書」を参照して下さい。

Ⅲ 応募資格・条件

1 応募資格

(1) 応募者は、食品衛生管理の資格を有する者がいる法人その他の団体、若しくはグループ（以下「法人等」という。）とし、個人での応募は受け付けません。

(2) 指定管理者に決定したのち管理開始までに、旅館業法上の季節的簡易宿所営業の許可を取得すること。

(3) 指定管理者に決定したのち管理開始までに、本村内に事務所又は営業所を開設できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）個人であること。

(4) 任意の団体により応募する場合は、代表者を定めること。

なお、次の事項に該当する者は、応募することができません。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は更正手続きをしている法人

- (3) 長野県又は売木村から指名停止を受けている法人
- (4) 最近 1 年間の法人市町村民税、法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税、固定資産税を完納していない者

IV 申請の手続き

1 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 法人等の定款若しくは寄付行為又はこれらに準じる書類
- (3) 法人の登記事項証明書（任意団体の場合は設立からの経緯書）
- (4) 法人等の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類等（過去 3 年分）
- (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の諸規定類を含む。）
- (6) 指定期間内の法人等の事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (8) 法人にあっては、法人市町村民税、法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税、固定資産税の納税証明書（前年分）
- (9) 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記載した書類
- (10) グループ応募の場合は、構成団体を記載した書類

※添付書類は、日本工業規格 A 4 版とします。ただし、官公署の発行する証明等やむをえないものについては、この限りではありません。

2 募集期間・申請書の提出

申請書は、持参又は郵送により提出してください。募集期間等は次のとおりとします。

なお、電子メール、FAXでの提出は受け付けません。

- (1) 募集期間 令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで
- (2) 申請期間 令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで
- (3) 受付場所

ア 持参する場合

売木村役場 産業課（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 郵送の場合

〒399-1601

長野県下伊那郡売木村 968 番地 1 売木村役場 産業課

書留郵便等により 令和 8 年 2 月 6 日（金） までに必着のこと

- (4) 申請書類の提出部数 正本 1 部 副本 1 部

3 説明会の開催

公募に関する説明会を次のとおり開催します。

- (1) 開催日時 令和 8 年 1 月 9 日（金） 午後 1 時より
- (2) 開催場所 売木村役場 2 階会議室
- (3) 参加人数 一団体あたり 3 名以内
- (4) 申込方法 説明会の開催日前日までに売木村役場 産業課へ連絡してください。

4 質問事項の受付

募集要項に関する質問がある場合には書面により、申請書の提出先へ送付してください。

締め切り 令和 8 年 1 月 8 日 (木)

V 選定方法

候補者の選定は、申請者から提出された申請書類の審査、公募者のプレゼンテーション及び外部の有識者により構成される売木村公の施設指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）において候補者を選定し、村議会の議決を経て売木村が指定管理者を指定します。

2 選定手続

(1) 資格審査

応募資格について審査します。

(2) 書類審査

提出された申請書及び添付書類について審査します。

(3) プレゼンテーション

- ・法人等の組織、活動内容、実績及び提案書の内容等について説明していただきます。
- ・開催日時、場所等につきましては別途通知します。

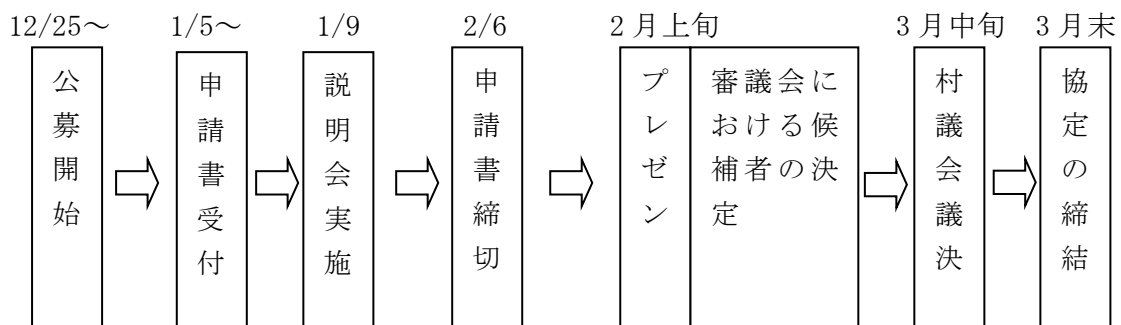
(4) 審議会

プレゼンテーションを経た上で、候補者を選定します。

3 選定結果の通知、公表

選定結果については、令和 8 年 2 月末までに、申請者全員に郵送で通知します。

4 選定スケジュール



VI 協定の締結

指定管理者の指定の後に、指定管理者業務の実施に関し、包括的な事項を定めた協定を締結することとします。

問い合わせ先

〒399-1601 長野県下伊那郡売木村 968 番地 1

売木村役場 産業課 課長：村澤 担当：城田

電話 0260-28-2311 FAX0260-28-2135

E-mail sangyo@urugi.jp